

議案第 48 号

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律により地方公務員災害補償法及び船員保険法の一部が改正されたことに準じて、補償対象となる職員に関し整備等を行おうとするものである。

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例及び鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正す
る条例の一部を改正する条例

(議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(昭和42年12月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とす
る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成19
年9月条例第13号)の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号中「平成22年4月1日」を「平成22年1月1日」に改め
る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に
伴う経過措置)

- 2 施行日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害につ
いて、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の
一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定による保険給
付であって、鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例
の規定による補償は行わない。